

# 大野城市迷惑行為防止基本計画 (第3次計画)

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

令和6年3月

福岡県 大野城市

# 目次

## 第1章 基本計画の策定にあたって

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 迷惑行為の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 基本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第2章 迷惑行為に関するアンケート

- 1 市民アンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 団体アンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

## 第3章 これまでの取組と課題

- 1 団体数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 迷惑行為ごとの主な取組とアクションプランの実績・・ 14
- 3 課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

## 第4章 基本計画の骨子

- 1 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

## 第5章 基本計画の施策

- 1 市民意識・モラルの醸成・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 市民・団体活動の活性化・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 迷惑行為防止活動の実践・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 迷惑行為防止の環境整備・・・・・・・・・・・・・・ 28

## 第6章 基本計画の推進と進行管理

- 1 基本計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 3 基本計画の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 4 検証結果の報告・公表・・・・・・・・・・・・・・ 32

## 資料

- ・ 大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例
- ・ 大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例施行規則
- ・ 迷惑行為防止活動推進地区の支援に関する要領
- ・ 大野城市迷惑行為防止アクションプラン年次報告書（抜粋）

# 第1章 基本計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

市民一人一人がマナーやモラルを守り、迷惑行為のない住みよいまちをつくることは、次代を見据え、「ふるさと大野城」への市民の誇りを醸成するために重要な取組です。

市民等<sup>1</sup>・迷惑行為防止活動を行う団体<sup>2</sup>・市それぞれが連携、共働して迷惑行為を無くしていこうという共通認識のもとでそれぞれの役割を果たし、真に安心して暮らすことができるまちづくりの実現のため、平成24年3月に「大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例（以下「条例」という。）」を制定しました。この条例に基づき、迷惑行為の防止のための総合的かつ計画的な推進を図るため、平成26年3月に「大野城市迷惑行為防止基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

平成31年度から令和5年度までの5年間では、第2次の基本計画期間とし、各々が連携してモラル・マナーアップに向けた教育、啓発活動、防犯パトロールの実施や迷惑行為防止活動推進地区（以下「推進地区」という。）の拡大等様々な取組を実施してきました。

本計画は、大野城市迷惑行為防止推進協議会（以下「協議会」という。）による協議、検討や大野城市迷惑行為防止アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）の成果を踏まえ、これまでの取組の充実・強化を図るとともに、更なる市民参加の拡大を目指して策定するものです。

---

<sup>1</sup> 市民等 とは：

この基本計画では、市内住民、市内勤務者、事業者、ボランティアも含めて市民等と表記しています。

<sup>2</sup> 迷惑行為防止活動を行う団体 とは：

条例に基づき、迷惑行為防止活動推進地区としての指定を受けた地域団体のことであり、地域住民又は事業者で構成された団体です。（以下「団体」と表記します。）

## 2 迷惑行為の定義

条例において、迷惑行為とは他人に不快感又は嫌悪感を与えるのみならず、他人の身体若しくは財産に危害を及ぼし、又はそのおそれのある行為であり、他人への思いやりを欠く行為としています。

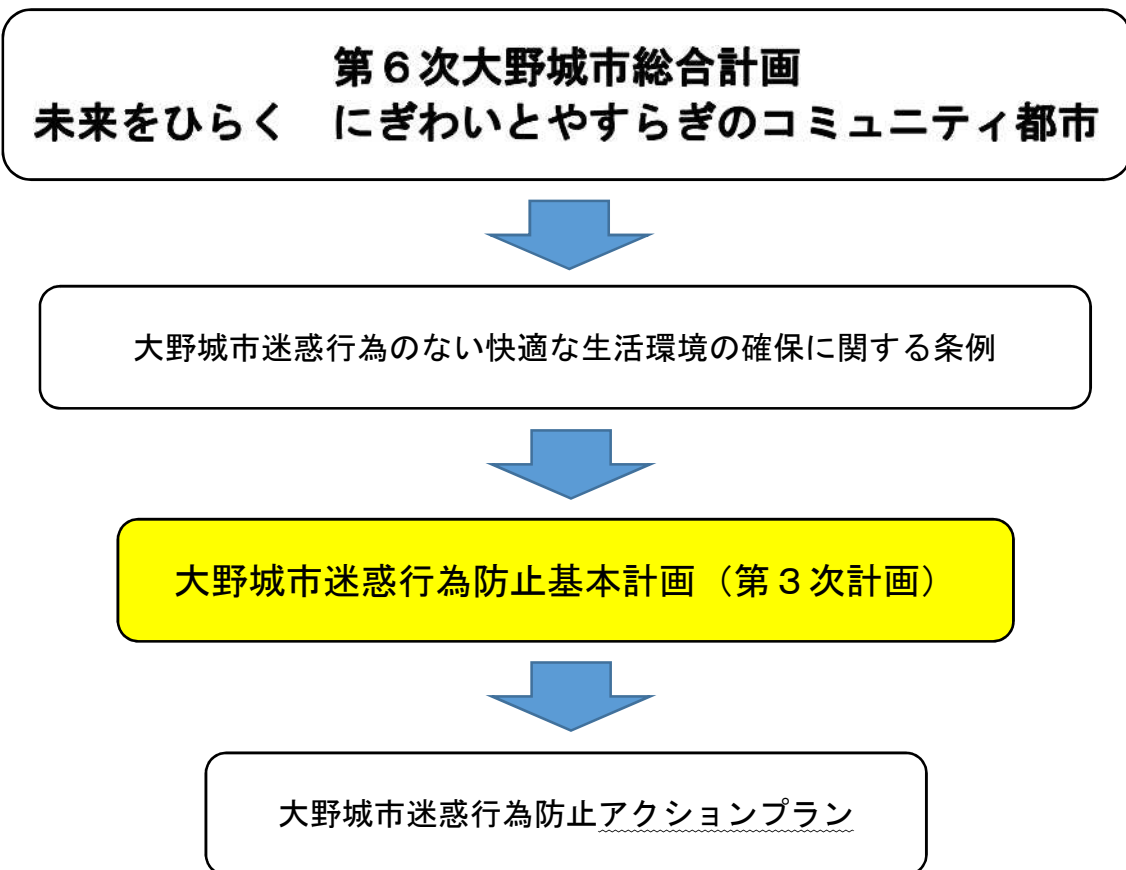
具体的には、次ページに掲げる 13 項目の行為を迷惑行為としています。

## 3 基本計画の期間

基本計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 年間とします。

なお、基本計画の期間中であっても、必要に応じ見直しを行います。

〔基本計画の位置付け〕



※ アクションプラン とは：

活動及び成果の指標を定め、毎年度、その達成度を評価し、効果検証を行う迷惑行為防止活動の個別取組

## 条例に掲げた迷惑行為（13項目）と主な施策実施担当課



- ① たばこの吸殻、ごみ、空き缶等のみだりに捨てる。  
【循環型社会推進課】



- ② 飼い犬や飼い猫のふんを放置する。  
【循環型社会推進課】



- ③ 自転車運転者が周囲に危険を及ぼすおそれのある運転をする。  
【生活安全課】



- ④ 通行の支障となる場所に自転車を駐輪する。  
【建設管理課】



- ⑤ 塀や公衆トイレの壁等に落書きをする。  
【生活安全課、公園街路課】



- ⑥ ごみの持ち出しについて定められている事項に従わずにこれを排出する。  
【循環型社会推進課】



- ⑦あき地に雑草等を繁茂させ、かつ、放置している。  
【生活安全課】



- ⑧深夜に大声で騒ぐ。  
【生活安全課】



- ⑨生垣や樹木が道路にはみ出し通行の支障となっているにもかかわらずこれを放置する。  
【建設管理課】



- ⑩飼い主のいない動物に無責任に餌を与える。  
※飼い主のいない猫を減少させるための地域猫活動は該当しない。  
【循環型社会推進課】



- ⑪テレビや家具等を不法投棄する。  
【循環型社会推進課、公園街路課、建設管理課、産業振興課】



- ⑫家庭のごみやせん定杖等を屋外で焼却する。  
【循環型社会推進課】



- ⑬自動車運転者が周囲に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音により周囲の生活環境を害す。  
【生活安全課】

## 第2章 迷惑行為に関するアンケート

### 1 市民アンケート結果

市民の迷惑行為に関する意識等を把握するため、アンケートを実施しました。

#### 【調査概要】

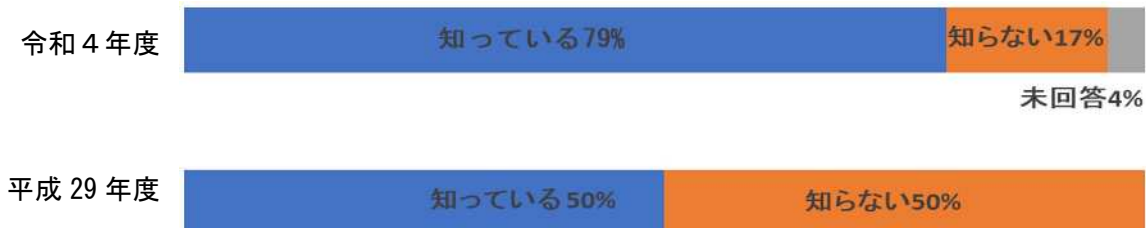
アンケート期間：令和5年1～2月

調査方法：①紙アンケートを区の協力により配布 ②Webアンケート

回答者数：①945名 ②32名 合計977名

#### (1) 市内全域の集計

##### ①迷惑行為の認知度



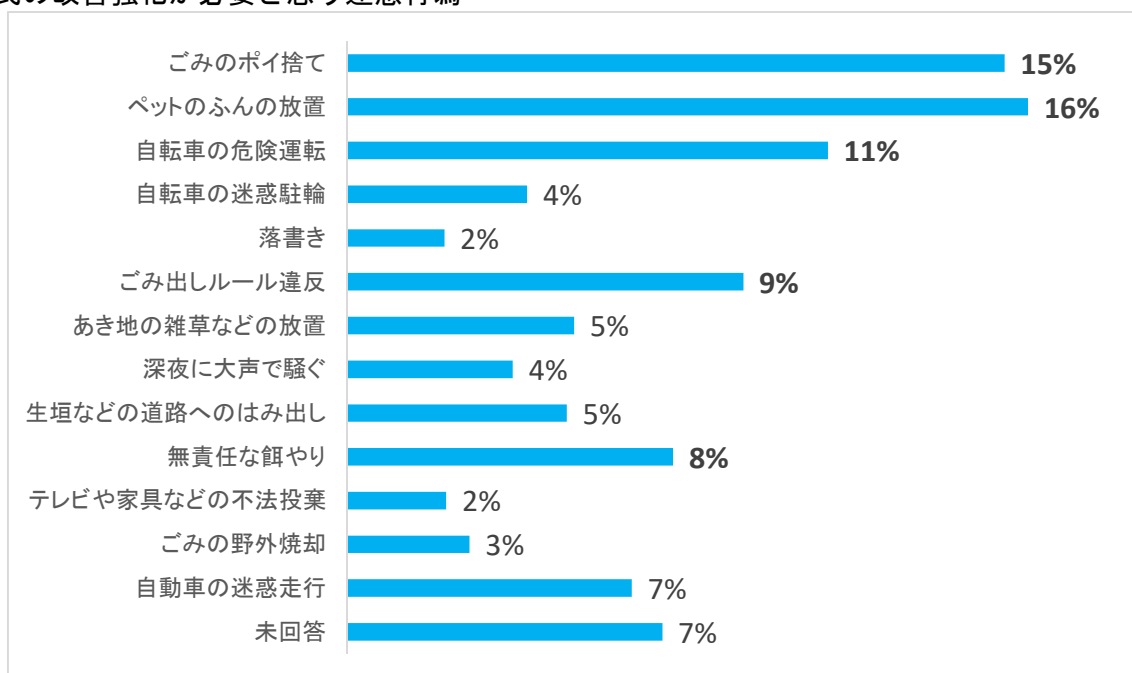
迷惑行為の認知度は「知っている」が79%を占め、認知度の向上がみられません。

##### ②迷惑行為の改善状況



迷惑行為の改善状況は、以前から「変わらない」の回答が最も多く66%を占め、市民の実感としては、迷惑行為の十分な改善にはつながっていないことを示しています。

##### ③市民の改善強化が必要と思う迷惑行為



その他回答：路上駐車、歩きたばこ、歩きスマホ、街路樹の落ち葉、ペットの放し飼い

改善強化が必要と思う迷惑行為は、「ごみのポイ捨て」、「ペットのふんの放置」、「自転車の危険運転」、「ごみ出しルール違反」、「無責任な餌やり」が上位となっており、この5つの行為について、市民は特に改善が必要と感じています。

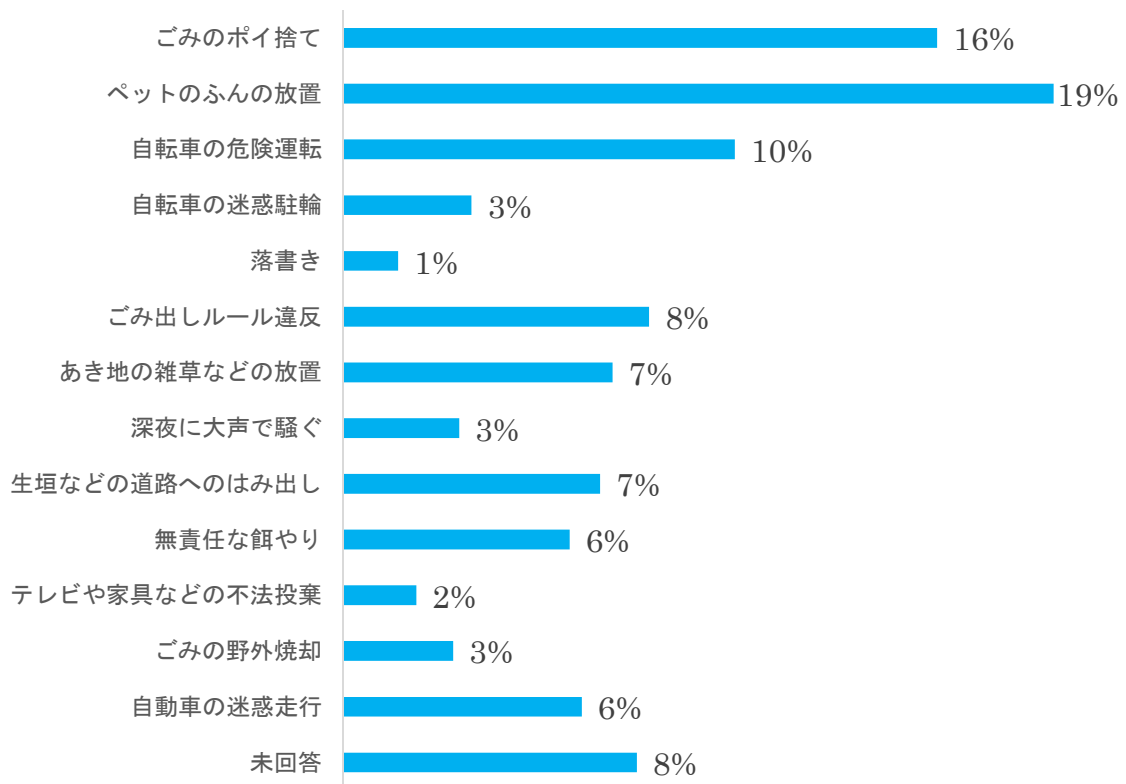
## (2) コミュニティ地区ごとの集計

### ①南地区

#### 【迷惑行為の改善状況】



#### 【市民の改善強化が必要と思う迷惑行為】

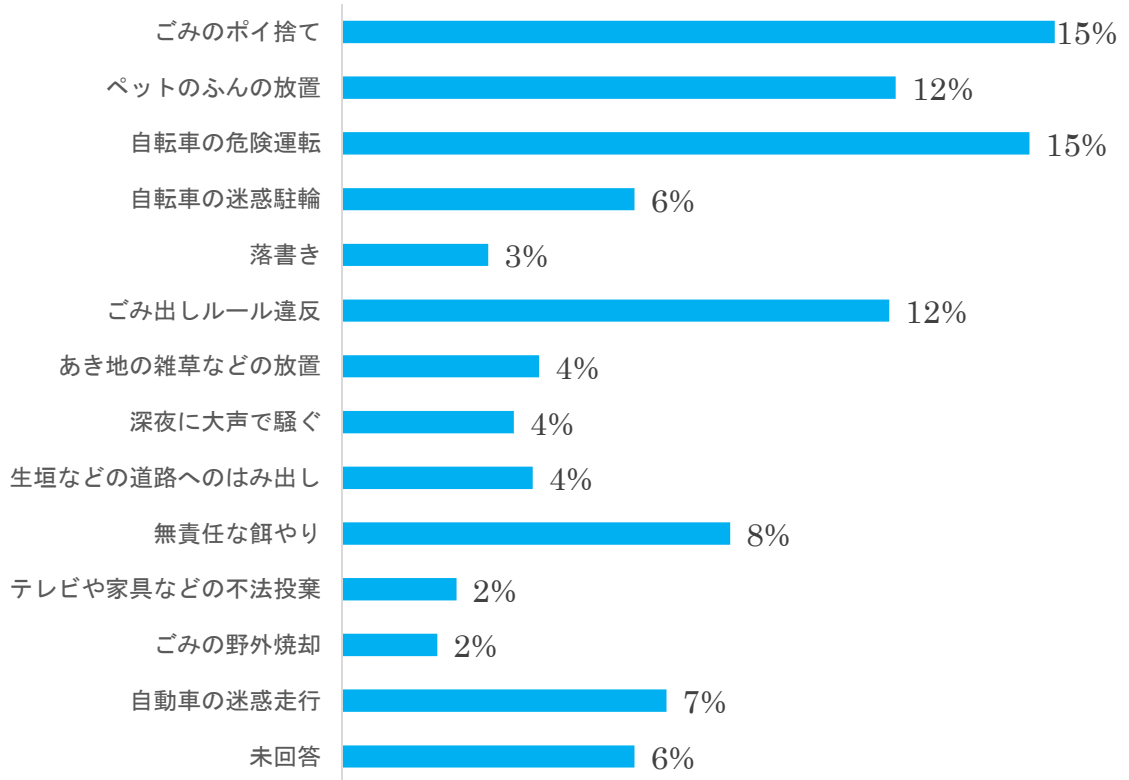


②中央地区

【迷惑行為の改善状況】



【市民の改善強化が必要と思う迷惑行為】

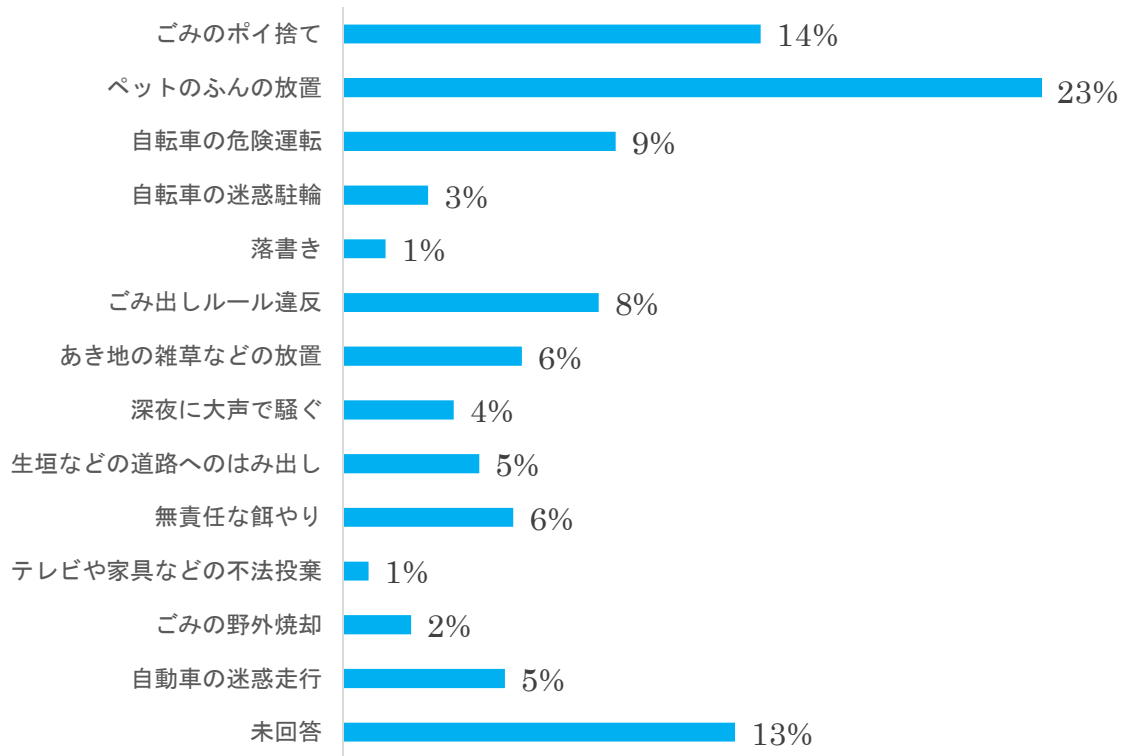


### ③東地区

#### 【迷惑行為の改善状況】



#### 【市民の改善強化が必要と思う迷惑行為】

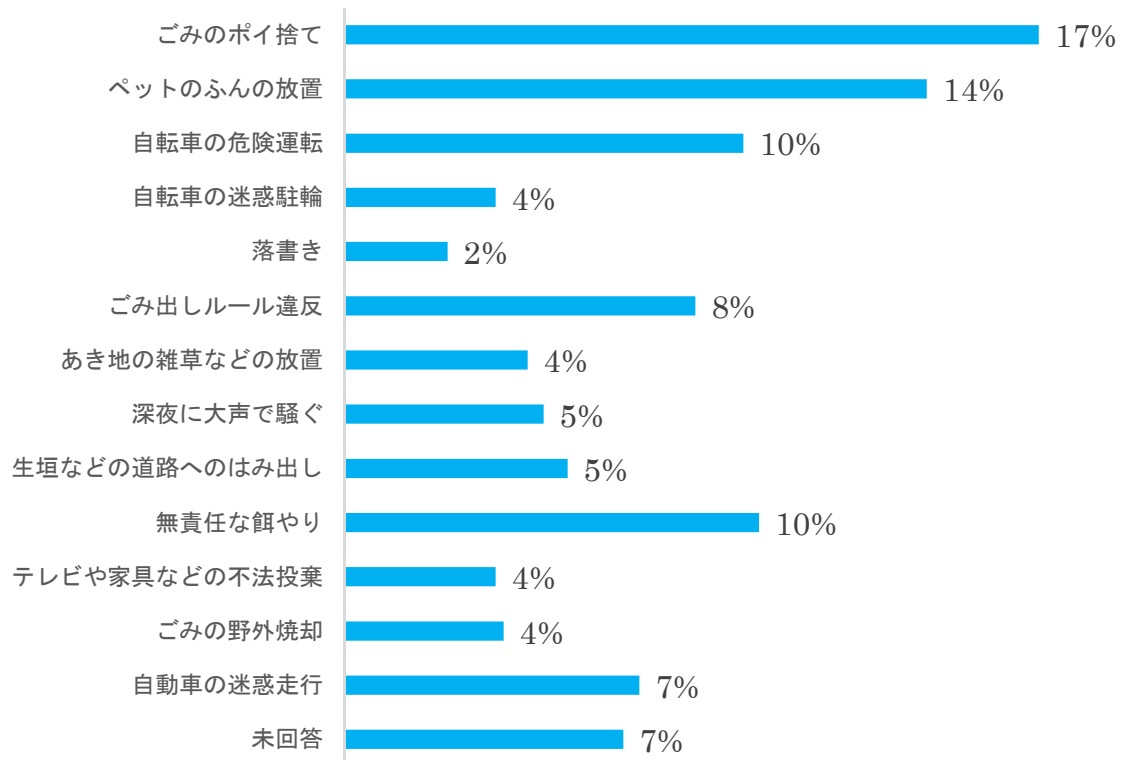


#### ④北地区

##### 【迷惑行為の改善状況】



##### 【市民の改善強化が必要と思う迷惑行為】



迷惑行為の改善状況については、コミュニティごとに大きな差はなく、市内全域の集計と、ほぼ同じ結果でした。

改善強化が必要と思う迷惑行為についても、コミュニティごとに高い割合を占める項目は多少異なりますが、上位を占める項目は市内全域と同じとなっています。

## 2 団体アンケート結果

本市の迷惑行為防止活動推進地区の指定を受け、迷惑行為防止活動を行う団体（地域パトロール隊やシニアクラブ、地域猫活動団体など）の現状や課題を把握するため、アンケートを実施しました。

### 【調査概要】

アンケート期間：令和5年8月

調査方法：紙アンケートを団体に配布

回答団体数：34団体

### ①活動を通じた地域の迷惑行為の状況の変化



市民アンケートの結果としては、迷惑行為の改善状況は、66%が「変わらない」と回答していました。

団体アンケートでは「変わらない」が38%であり、約半数の47%は改善していると回答しています。

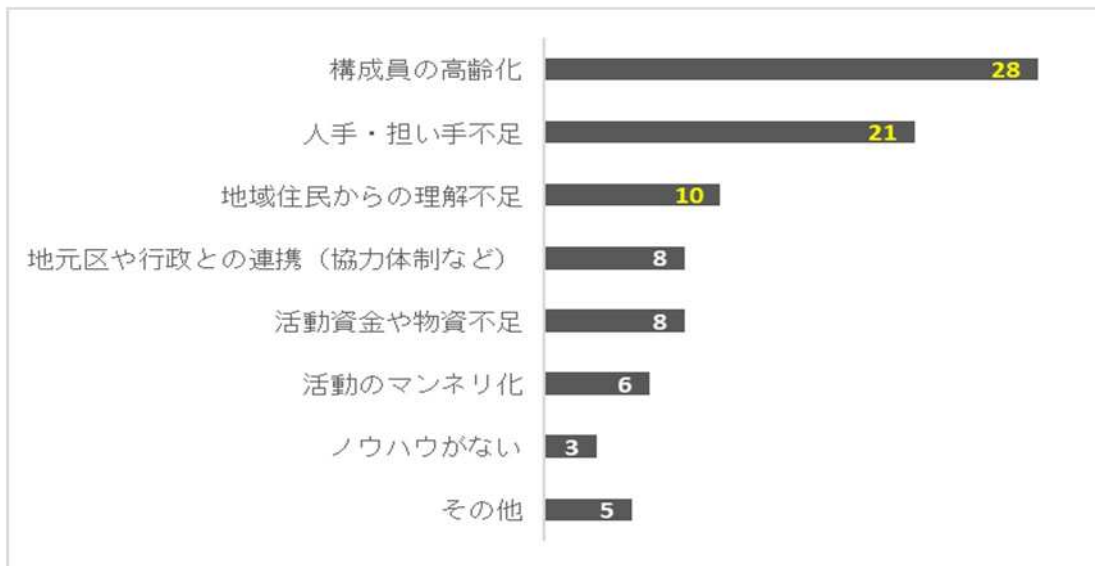
### ②各団体が行っている迷惑行為防止活動（複数回答可）（団体）

条例で定める迷惑行為（13項目）	合計
ごみのポイ捨て	26
ペットのふんの放置	15
自転車の危険運転	4
自転車の迷惑駐輪	3
落書き	2
ごみ出しルール違反	6
あき地の雑草などの放置	9
深夜に大声で騒ぐ	2
生垣などの道路へのはみ出し	11
無責任な餌やり	5
テレビや家具などの不法投棄	1
ごみの野外焼却	0
自動車の迷惑走行	3
その他（防犯パトロール、登下校等の見守り他）	19

各団体が行っている活動と関連する迷惑行為については、『ごみのポイ捨て』や『ペットのふん放置の防止』に取り組まれている団体が多い状況です。

③ 団体が抱える課題（複数回答可）

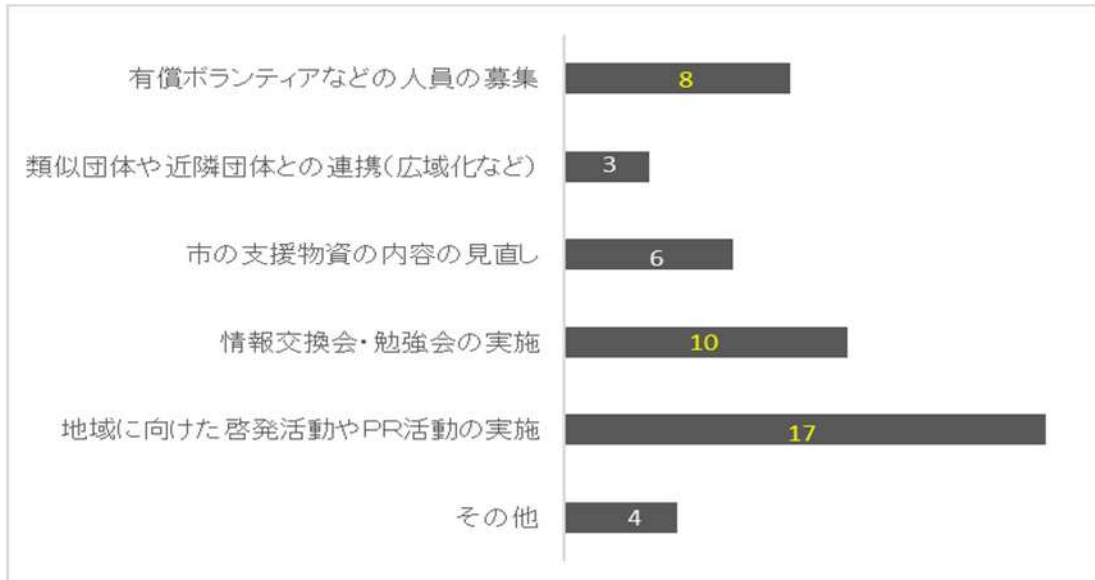
（団体）



課題として特に挙げられていたのが、『構成員の高齢化』『人手・担い手不足』といった人材に関する課題や、『地域住民からの理解不足』といった普及啓発に関するものでした。

④ 課題の解消として必要とされるもの（複数回答可）

（団体）

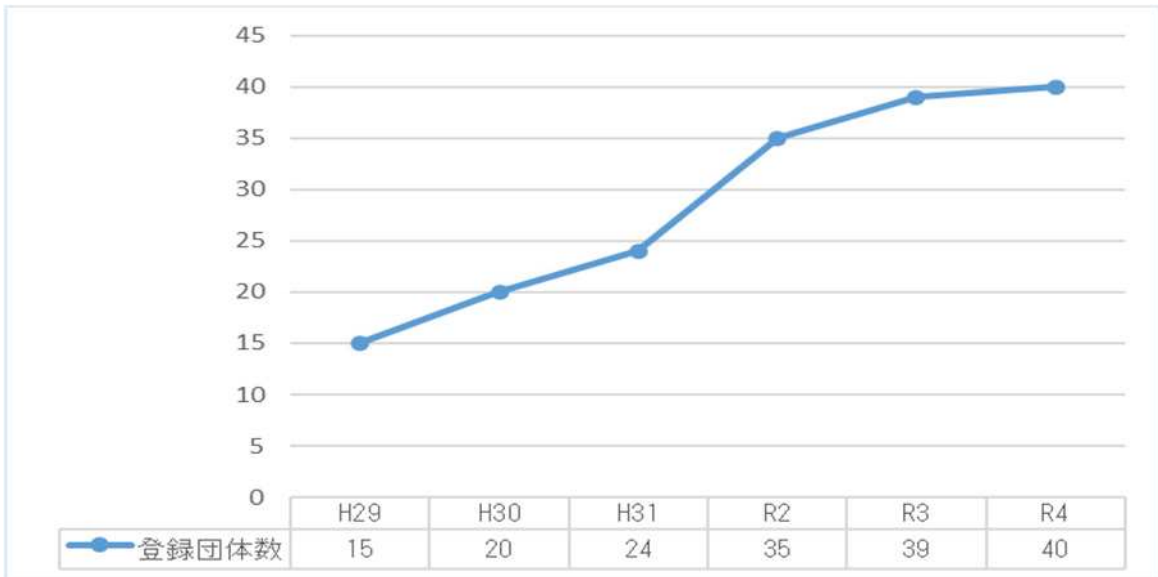


団体が抱える課題の解決策としては、『地域に向けた啓発活動やPR活動の実施』『情報交換会・勉強会の実施』が挙げられました。

このため、広くPRを行うことで団体の加入者の増加につながり、また、団体同士で情報を共有する機会を設けることで、各団体の活動がより効果的、効率的なものになることが期待できます。その他、人材を確保するために有償ボランティアなどの研究も求められています。

## 第3章 これまでの取組と課題

### 1 団体数の推移



平成29年度から迷惑行為防止活動推進地区及び団体の登録が始まり、令和4年度末では40団体が登録されています。

### 2 迷惑行為ごとの主な取組とアクションプランの実績

第2次基本計画期間（平成31年度～令和5年度）の主な取組とアクションプランで定めた活動及び成果の実績は以下のとおりでした。

迷惑行為① たばこの吸殻、ごみ、空き缶等をみだりに捨てる。

#### ◆主な取組

- ・小中学校で行う環境美化活動、御笠川・牛頸川・平野川フェスタ、まちぴか市民運動などへの支援を通して、環境美化の啓発に取り組んだ。



#### ◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗（R5.3月末）	達成	成果指標	進捗（R5.3月末）	達成	関係課
実行委員会と御笠川・牛頸川・平野川フェスタを開催し、環境美化意識の向上を図る	チラシを全戸回覧及び全小中学校児童生徒へ配布し、優良事業所等を3件以上訪問して参加を呼びかける	・チラシを全戸回覧及び全小中学校児童生徒へ配布を行った ・優良事業所3社に呼びかけを行い参加いただいた	○	フェスタ参加者に対するアンケートで「よかった」「とてもよかった」が全体の75%以上	「よかった」46% 「とてもよかった」36% 計82%	○	循環型社会推進課

**迷惑行為② 飼い犬や飼い猫のふんを放置する。**

◆主な取組

- ・犬猫のふん相談が多い地区で、「イエローカード作戦」やチョークによるマーキングを実施した。
- ・犬猫のふんに対する、放置禁止看板を希望者に提供した。



◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗 (R5.3月末)	達成	成果指標	進捗 (R5.3月末)	達成	関係課
犬のふんの放置で迷惑している市民に、フン放置禁止看板の無料配布を行う	フン放置禁止看板を希望者に配布する	申請者に対し、看板の交付を行った 令和3年度 申請34件、配布113枚 令和4年度 申請43件、配布109枚	○	苦情の数を前年度より減らす	令和3年度:1件 令和4年度:9件	×	循環型社会推進課

**迷惑行為③ 自転車運転者が周囲に危険を及ぼすおそれのある運転をする。**

◆主な取組

- ・小中学生に対して、交通安全教室を開催し、自転車の安全運転講習を行った。
- ・大野城市交通安全指導員会と連携して、交通ルールやマナーを向上させるために、定期的に街頭指導を行った。



◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗 (R5.3月末)	達成	成果指標	進捗 (R5.3月末)	達成	関係課
大野城市交通安全指導員会と連携して、市内主要交差点において、交通ルール、マナーを向上させるための活動を行う	街頭指導を年4回行う	第2・4金曜日に通学路街頭指導を実施した	○	大野城市の人身交通事故件数対前年比5%減	対前年比7.8%減 令和3年:427件 令和4年:394件(△7.8%) ※自転車関連事故 対前年比 10.1%減 令和3年:109件 令和4年:98件(△10.1%)	○	生活安全課

**迷惑行為④ 通行の支障となる場所に自転車を駐輪する。**

◆主な取組

- ・自転車の駐輪マナーについて広報やホームページで啓発活動を行った。
- ・路上放置自転車に対しては、警告シールを貼り、一定期間放置された場合は撤去した。
- ・主要駅周辺の6か所で、平日朝の通勤時間帯に、利用者に対し案内や指導を行った。



◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗（R5.3月末）	達成	成果指標	進捗（R5.3月末）	達成	関係課
広報、ホームページで自転車駐輪マナーについて啓発を行い、路上放置自転車を発見した場合は、警告シールを貼り、一定期間を経過しても放置されている自転車は撤去する	広報に年1回以上掲載し、警告シール貼付から7日以上放置されている自転車をすべて撤去する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車駐輪マナーについて、広報8月1日号に記事を掲載し啓発を行った</li> <li>・令和5年3月(2日間)に、街頭キャンペーンを実施し、啓発を行った</li> <li>・警告シール添付後に7日以上放置された自転車をすべて撤去した</li> </ul>	○	撤去自転車の数を前年度より減らす	令和3年度:31台 令和4年度:55台	×	建設管理課

**迷惑行為⑤ 塀や公衆トイレの壁等に落書きをする。**

◆主な取組

- ・落書き防止のため、少年補導員（市少年相談員）による巡回パトロール等を行った。



◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗（R5.3月末）	達成	成果指標	進捗（R5.3月末）	達成	関係課
少年補導員（市少年相談員）に対し、巡回パトロール時において、落書き行為を見かけた場合、落書き行為は犯罪であることを強く認識させるような適切な声掛け（指導手法）を修得できるよう研修を行う	少年補導員に対する研修を年1回行う	新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会は中止した	—	落書き苦情件数を増やさない	<ul style="list-style-type: none"> <li>【生活安全課】令和3年度:0件 令和4年度:0件</li> <li>【公園街路課】令和3年度:2件 令和4年度:1件</li> </ul>	○	生活安全課 公園街路課

**迷惑行為⑥**

ごみの持ち出しについて定められている事項に従わずにこれを排出する。

◆主な取組

- ・地域団体や小学校への出前講座等を通して、ごみの正しい出し方に関する知識の普及とごみ分別意識の高揚を図った。
- ・巡回パトロールで散乱ごみを発見した場合は、区やマンション等の管理会社に連絡して、ごみ出しルールの徹底を指導した。



◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗 (R5. 3月末)	達成	成果指標	進捗 (R5. 3月末)	達成	関係課
ごみの正しい分別方法やごみ出し日時を記載した「ごみの正しい出し方」を毎年全戸に配布し、転入者へも配布(外国人には外国語版を配布)することで、ごみ出しルールを広く周知し、ごみ出しマナーの向上を図る	「ごみの正しい出し方」を全戸配布、また、公民館やコミュニティセンターに予備を常備する	「ごみの正しい出し方」を広報3月15日号に折り込み、全戸配布した	○	ルールが守られず、未収集となったごみ(袋)の数を減らす	令和3年度:1,652件 令和4年度:1,477件	○	循環型社会推進課

**迷惑行為⑦ あき地に雑草等を繁茂させ、かつ、放置している。**

◆主な取組

- ・市内あき地を定期的にパトロールし、雑草が繁茂している所有者・管理者に対して、適切な管理をお願いする通知を行った。



◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗 (R5. 3月末)	達成	成果指標	進捗 (R5. 3月末)	達成	関係課
あき地を定期的にパトロールし、雑草が繁茂していることを発見した場合は、適切に管理をしてもらうよう取り組む	あき地について年2回パトロールを実施し、適切に管理されていないあき地の所有者、管理者に対し通知を行う	通知:36通 ※毎年2回のパトロールを実施していたが、令和4年度は1回のみとなった	△	近隣住民等の苦情に基づいて指導を行ったものうち、所有者が対応を行うなどして処理が完了した件数の割合が7割以上	苦情相談件数:44件 対応件数:33件 苦情相談処理完了割合:75%	○	生活安全課

迷惑行為⑧ 深夜に大声で騒ぐ。

◆主な取組

- ・地域防犯ボランティア団体による巡回パトロールを定期的に行った。
- ・警察、消防、地域パトロール隊とともに巡回パトロールを定期的に行った。
- ・小中学生に対し環境保全及び社会的マナーに関する学習を実施した。



◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗 (R5.3月末)	達成	成果指標	進捗 (R5.3月末)	達成	関係課
環境保全及び社会的マナーに関する学習を実施する	年間1~3回、1時間の学習を実施する	全小中学校で実施した	○	児童生徒へのアンケートで理解度60%以上	児童生徒アンケートの理解度 小学校:69.3% 中学校:65.5%	○	教育支援課

迷惑行為⑨

生垣や樹木が道路にはみ出し通行の支障となっているにもかかわらずこれを放置する。

◆主な取組

- ・巡回パトロールや通報により樹木等のはみ出しを発見した場合は、所有者や管理者へ、せん定を依頼した。



◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗 (R5.3月末)	達成	成果指標	進捗 (R5.3月末)	達成	関係課
生垣や樹木が道路にはみ出して通行の支障とならないように、適切に管理してもらうよう取り組む	巡回パトロールや通報により判明した樹木等のはみ出し箇所の所有者、管理者へ早急に剪定してもらうよう依頼する	月4回の道路パトロールや市民からの通用により、15件の判明した箇所に剪定依頼を行った	○	樹木等のはみ出しの苦情に基づいて指導を行ったものうち、所有者が対応を行うなどして処理が完了した件数の割合が7割以上	処理完了割合:80% (判明箇所15件中処理完了12件)	○	建設管理課

**迷惑行為⑩ 飼い主のいない動物に無責任に餌を与える。**

◆主な取組

- ・無責任な餌やりをしている人に対して、餌やりについてのルールやマナーを守るように指導を行った。



◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗 (R5.3月末)	達成	成果指標	進捗 (R5.3月末)	達成	関係課
飼い主のいない動物に無責任に餌を与える行為を減らす	食べ残した餌やふんの後始末をしない等の「無責任な餌やり」をしている人を確認した場合は、餌やりについてのルールやマナーを守るよう指導する	広報9月1日号及びHPIに記事を掲載し、市民から寄せられた苦情・相談に対して全て対応を行った	○	苦情の数を前年度より減らす	令和3年度:18件 令和4年度:28件	×	循環型社会推進課

**迷惑行為⑪ テレビや家具等を不法投棄する。**

◆主な取組

- ・不法投棄抑止を目的に巡回パトロールを行った。
- ・家電等の不法投棄が多い箇所には「不法投棄禁止看板」を設置した。



◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗 (R5.3月末)	達成	成果指標	進捗 (R5.3月末)	達成	関係課
家庭用電化製品等の不法投棄が多い所に「不法投棄禁止看板」を設置する	不法投棄多発地域を月2回巡回し、不法投棄禁止看板を速やかに設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄多発地区(林道や牛頭ダム周回道路等)を月2回以上巡回し、必要に応じて看板の設置を行った</li> <li>・牛頭ダム周回道路等、月2回の巡回を行った(建設管理課)</li> <li>・牛頭ダム周辺のいこいの森公園は、指定管理者により毎日2回(朝・夕)のパトロールを行っている(公園街路課)</li> </ul>	○	不法投棄発件数を前年度より減らす	<b>【建設管理課】※市道等</b> 令和3年度:12件 令和4年度:12件  <b>【公園街路課】※公園</b> 令和3年度:14件 令和4年度:27件  <b>【循環型社会推進課】</b> ※市道・公園以外 令和3年度:17件 令和4年度:10件 ※家電4品目回収実績  令和3年度合計:43件 令和4年度合計:49件	×	建設管理課 公園街路課 循環型社会推進課

**迷惑行為⑫ 家庭のごみやせん定枝等を屋外で焼却する。**

◆主な取組

- ・ 広報やホームページにて、ごみやせん定枝の野外焼却禁止について周知した。
- ・ 野外焼却を発見した場合は、現地確認を行い、該当者に対し、指導を行った。



◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗 (R4.3月末)	達成	成果指標	進捗 (R4.3月末)	達成	関係課
家庭ごみやせん定枝等の屋外での焼却を減らす	ホームページ及び広報誌で野外焼却禁止の周知を行い、実際に指導を行う場合も、周囲への迷惑を優先して考えてもらうよう指導する	広報11月15日号に記事を掲載し、野外焼却に関する苦情には、現地確認・指導・助言など適切に対応した	○	寄せられた苦情に対して適切に対応し、苦情者・原因者の理解を90%以上得る	処理完了割合 100% 相談件数:7件 完了件数:7件	○	循環型社会推進課

※令和4年3月末の指標を掲載

**迷惑行為⑬**

自動車運転者が周囲に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音により周囲の生活環境を害す。

◆主な取組

- ・ 大野城市交通安全指導員会と連携して、交通ルールやマナーを向上させるために、定期的に街頭指導を行った。



◆実施したアクションプランの例

具体的施策	活動指標	進捗 (R5.3月末)	達成	成果指標	進捗 (R5.3月末)	達成	関係課
大野城市交通安全指導員会と連携して、市内主要交差点において、交通ルール、マナーを向上させるための活動を行う	街頭指導を年4回行う	第2・4金曜日に通学路街頭指導を実施した	○	大野城市の人身交通事故件数対前年比5%減	対前年比7.8%減 令和3年:427件 令和4年:394件(△7.8%)	○	生活安全課

### 3 課題の整理

市民アンケート結果及びこれまでの取組から、条例で定める迷惑行為のうち、アクションプランに定める成果が未達成のもの及び成果は出ているものの、依然として市民が改善を要望しているものについて、各施策実施担当課と協議を行い、今後も引き続き取組強化の必要性のある迷惑行為は、以下の7項目でした。

このような迷惑行為に対しては、今後、より実効性のある取組が重要です。また、これら以外の迷惑行為についても、これまでの一つ一つの取組を継続して行っていくことが重要です。

#### 【課題のある迷惑行為】

##### 迷惑行為① たばこの吸殻、ごみ、空き缶等をみだりに捨てる。

小中学校で行う環境美化活動、まちぴか市民運動による清掃活動、各区クリーンシティ清掃活動、河川敷清掃活動の御笠川・牛頸川・平野川フェスタなどにより、市民一丸となって環境美化運動に取り組み、まちぴか市民運動の新規登録者数も順調に推移（令和3年度165人、令和4年度168人）しており、一定の成果はあがっています。

しかし、依然として、ごみのポイ捨てに対しては、身近な問題として、市民の関心・改善の要望は高い状況です。この迷惑行為防止に取り組む団体数は多いため、団体と連携しながら、取り組むことが重要です。

##### 迷惑行為② 飼い犬や飼い猫のふんを放置する。

##### 迷惑行為⑩ 飼い主のいない動物に無責任に餌を与える。

犬のふん持ち帰り啓発看板の配布、チョークによるマーキング活動、イエローカードの設置（ふんの形跡が散見された箇所への啓発看板設置）、地元区協力のもと啓発文書の回覧や配布、地域猫活動の実施等の対応を行いました。年々、被害に対する苦情の声が増加傾向にあります（令和3年度18件、令和4年度28件）。

また、市民アンケート結果からも、市民が改善を必要と要望が多い迷惑行為です。この迷惑行為も、身近な問題として、迷惑行為防止に取り組む団体数も多いため、団体との連携や、猫については、地域猫活動等の取組を推進していくことが重要です。

##### 迷惑行為③ 自転車運転者が周囲に危険を及ぼすおそれのある運転をする。

春夏秋冬の交通安全運動期間での啓発活動、交通安全指導員の通学時街頭指導、見守り活動団体への支援グッズ（横断旗等）の配布等により、自転車関連事故は減少しており（令和3年度109件、令和4年度98件）、一定の成果があがっています。

しかし、依然として、改善が必要との市民要望が多い迷惑行為です。このため、警察等と連携しながら、危険運転の減少に向けた取組が重要です。

#### 迷惑行為④ 通行の支障となる場所に自転車を放置する。

自転車駐輪マナーについての広報での啓発や、街頭キャンペーンの実施、通勤時間帯に主要駅周辺での案内や指導を行うなどの対応を行いました。年度により増減はあるものの、依然として、放置自転車の撤去数は多い状況です（令和3年度31台、令和4年度55台）。

このため、自転車放置禁止区域の指定など、実効性のある取組が重要です。

#### 迷惑行為⑥

##### ごみの持ち出しについて定められている事項に従わずにこれを排出する。

市による不燃（資源）ごみ収集ステーションのパトロール、市民からの苦情に対して個別のチラシ配布や回覧文書等の作成、広報・SNSによる周知・啓発活動により、ルールが守られず未収集となったごみ袋は減少傾向にあり（令和3年度1,652件、令和4年度1,477件）、一定の成果があがっています。

しかし、依然として、未収集数は多く、改善が必要との市民要望が多い迷惑行為です。このため、関係機関との連携を強化しながら対処していくことが重要です。

#### 迷惑行為⑪ テレビや家具等を不法投棄する。

不法投棄禁止看板の設置のほか、広報等での啓発、定期的な巡回（ごみ収集ステーション、不法投棄多発地区の林道・牛頸ダム周回道路、いこいの森等）を行いました。不法投棄は年々増加傾向にあります（令和3年度43件、令和4年度49件）。

このため、不法投棄を抑止する実効性のある取組が重要です。

#### 【その他の課題】

団体アンケートでは、高齢化等に伴う活動の担い手不足の問題や団体間での情報交換の必要性、地域への普及啓発などの課題を抱えています。

人材不足の問題については、市民公益活動促進プラットフォームのポータルサイト等を活用し、担い手の募集と併せて、市民等が参加しやすい体制を整えることも重要です。

また、普及啓発の課題については、情報交換等を通じた団体活動の活性化により、活動内容を積極的に地域へPRし、団体活動を知ってもらうような取組が重要です。

これらのことを一体的に行っていくことで、団体の課題の解消と併せて、市民等の活動も活発となり、市民は団体活動への参加等を通じて、迷惑行為に関する意識が更に高まっていくとともに、実際の生活でも責任とモラルを持ち行動していくという好循環が期待されます。

なお、団体が苦手とする分野の迷惑行為防止の取組については、引き続き行政が主体となって活動を行い、相互に補完しあう体制を構築していくことも重要です。

## 第4章 基本計画の骨子

### 1 目標

#### 誰もが快適な生活環境のなか暮らしていけるまち 大野城市の実現

この基本計画は、「第6次大野城市総合計画」に示された大野城市の都市将来像「未来をひらく にぎわいとやすらぎのコミュニティ都市」の実現に向け、大野城市が持つ資源やパートナーシップによるまちづくりを基に、これまで築いてきた様々な仕組みを積極的に活用します。

迷惑行為のない社会の実現のために、市民等・団体・市がお互いに協力し合い、それぞれの役割を果たしつつ、また、相互により影響を与え合いながら相乗効果を高めていくことで、迷惑行為の防止や減少につながり、誰もが快適な生活環境のなか大野城市で暮らしていける、そのような「まち」を目指していきます。

### 2 基本方針

#### (1) 市民意識・モラルの醸成

思いやりの気持ちを持って、他人に対して迷惑となることをしない、させない意識を高揚させるためには、次世代を担う子どもたちと地域を支える大人との間でモラルやマナーの向上に関する共通の意識を持つ必要があります。

子どもころから迷惑行為をしない、させないという意識を育み、迷惑行為の防止に取り組むことができるような大人へ成長していったらうために、学校教育や家庭教育、地域での教育の充実を図っていくとともに、子どもに接する大人の啓発も実施していきます。

子どもから大人まで迷惑行為防止の意識や高いモラルを持ち、マナーを守った行動ができる人材を、全ての年代で育成していく取組を行います。

## (2) 市民・団体活動の活性化

市民一人一人がお互いを認め合い、「自分たちで迷惑行為のないまちをつくっていくこと」ができるように、多くの市民等が迷惑行為防止に参画できるようにしていく必要があります。

迷惑行為の防止のために、市民が気軽に事業者や、各団体が行う活動、市民公益活動への参加ができるように、一人一人が自分にあった活動で参画できるような取組を進めていきます。

また、各団体は、市民活動の受け皿としての役割が期待されるため、団体への加入や普及促進とともに、ボランティアの募集などの取組を進めていきます。これらの取組を通じ、活動の活性化を図っていきます。

## (3) 迷惑行為防止活動の実践

迷惑行為の防止に向けた周知・啓発・指導の徹底と併せて、迷惑行為を許さない・見逃さない仕組みを考えながら、防止活動を実践していく必要があります。

活動の実践においては、地域や様々な団体等と連携しながら、これまでの取組を粘り強く継続的に行っていくことや、より効果的な方法を検証し、新たな取組を試行するなど、各分野で迷惑行為防止活動の実践を行っていきます。

## (4) 迷惑行為防止の環境整備

迷惑行為禁止の掲示物の設置等を行うなど、迷惑行為をしにくい美しいまちづくりに向けた環境整備を行っていきます。

## 第5章 基本計画の施策

迷惑行為のない社会の実現に向け、第4章で掲げた基本方針に基づき様々な施策を進めていきます。

また、基本計画に記載する施策を具体的に実施していくための活動の内容やその成果の達成度を定めたアクションプランについては、この基本計画の施策に基づき、今後具体的に定めたいえで、実施していきます。

### 1 市民意識・モラルの醸成

No.	施策の概要	対象となる迷惑行為	担当課
1	小学生に教材等を配布することにより、本市のごみの現状やごみ減量・リサイクルについて学ぶ機会を提供するとともに、市民のごみ減量・リサイクルに対する意識の向上を図ります。	⑥	教育支援課 循環型社会推進課
2	学校での取組を始めとした環境保全のための教育等を通し、社会マナーを守れる人材を育てていきます。	①②⑤⑧ ⑪	教育支援課
3	各学校で実施する交通安全教育を充実させ、交通マナーの向上と交通事故の防止に努めます。	③④⑬	生活安全課 教育支援課
4	心の教育フェスティバル、心の教育の公開授業等を通して、他人を思いやる心や規範意識の向上を図るとともに、自尊感情を高める教育活動を実施します。	①③④⑤ ⑧⑩⑬	教育支援課
5	全ての迷惑行為について、ホームページや出前講座、市広報やSNS、イベント等を通じ、市民意識とモラル向上のための啓発を推進していきます。	①～⑬	全ての該当課
6	ごみの正しい出し方を毎年全戸に配布し、転入者へも配布することで、ごみ出しルールを広く周知し、マナーの向上を図ります。	⑥	循環型社会推進課
7	事業者や団体等に対し、御笠川・牛頸川・平野川フェスタ等への参加を呼びかけ、環境美化に関する意識の向上を図ります。	①	循環型社会推進課

(対象迷惑行為の一覧はP5,6)

## 2 市民・団体活動の活性化

No.	施策の概要	対象となる迷惑行為	担当課
1	小中学校に環境美化用袋を配付し、拾い集めたごみを回収して、校外美化活動への支援を行います。	①	循環型社会推進課
2	地域ボランティア活動について、ホームページ及び市広報で紹介するとともに、功労のあった団体等や個人に対しては、表彰基準に達し次第、迅速に推薦を行います。	①～⑬	全ての該当課
◆ 3	飼い主のいない猫への無責任な餌やりの減少やふん尿等による被害の軽減に向け、飼い主のいない猫を管理していく地域猫への転換や猫譲渡の取組を進めていきます。	②⑩	循環型社会推進課
4	迷惑行為防止活動を行う団体に対して、物資の配布等の活動支援を行います。	①～⑬	循環型社会推進課
★ 5	迷惑行為防止活動に取り組むボランティアの参加者を増やし、迷惑行為を減らす社会の実現に向け、市民等の参画を促す取組を行っていきます。	①～⑬	全ての該当課
★ 6	ごみのポイ捨てや、犬猫等のふん尿被害などの市民の身近な問題の解決に向け、迷惑行為防止活動を行う団体の取組内容の普及促進や人材の確保など、団体活動活性化のための必要な支援を行います。	①～⑬	循環型社会推進課

(対象迷惑行為の一覧はP5, 6)

(★は、第3次計画で新たに取り組む施策。◆は強化する施策)

### 3 迷惑行為防止活動の実践

No.	施策の概要	対象となる迷惑行為	担当課
1	犬のふん放置防止策として実施しているイエローカード作戦を継続的に実施してもらうよう取り組みます。	②	循環型社会推進課
◆ 2	自転車の利用について、交通安全指導員の街頭指導のほか、自転車ヘルメット着用の努力義務化（令和5年4月1日施行）をはじめとした安全運転に関する取組を警察と協力・連携しながら進めていきます。	③	生活安全課
3	地域防犯ボランティア団体による巡回パトロールや公園点検等を継続的に実施して、迷惑行為の防止に努めます。	③⑤⑧⑬	生活安全課 公園街路課
◆ 4	不法投棄・散乱ごみ監視のため、ごみ収集ステーションをパトロールします。不法投棄・散乱ごみを発見した場合の対応について、管理会社等関係機関との協力体制や連携を強化していきます。	⑥	循環型社会推進課
5	路上放置自転車を適切に撤去していくとともに、自転車等置場内とその周辺の整理、管理を行い、市営自転車等置場の適切な運営を行っていきます。	④	建設管理課
6	生垣や樹木が道路にはみ出して通行の支障とならないように巡回パトロールを行い、はみ出している場合はせん定依頼を行います。	⑨	建設管理課
7	あき地のパトロール等を実施し、管理不良のあき地所有者への指導等を行い、安全で景観の良い街並みを維持します。	⑦	生活安全課
★ 8	迷惑行為防止活動を行う団体との情報交換会等を実施し、迷惑行為防止活動の円滑な実施に向けた必要な支援を行っていきます。	①～⑬	循環型社会推進課

（対象迷惑行為の一覧はP5, 6）

（★は、第3次計画で新たに取り組む施策。◆は強化する施策）

#### 4 迷惑行為防止の環境整備

No.	施策の概要	対象となる迷惑行為	担当課
1	犬のふんの放置で迷惑している市民に、ふん放置禁止看板を無料で配布し、設置を推進していきます。	②	循環型社会推進課
2	自転車利用者のマナーアップのため、各公共施設等の駐輪場等に、自転車安全利用に関する掲示物等の設置を行います。	③④	生活安全課 建設管理課
◆ 3	家庭用電化製品等の不法投棄が多い場所に、不法投棄禁止看板を設置します。併せて、監視カメラの試行設置等を行っていきます。	⑪	循環型社会推進課 建設管理課 公園街路課 産業振興課
◆ 4	西鉄連続立体交差事業の高架下や周辺の土地において、駐輪場の整備と併せて、遅滞なく自転車の放置禁止区域の範囲を決定して指定を行います。	④	都市計画課 建設管理課

(対象迷惑行為の一覧はP5, 6)  
(◆は、第3次計画で強化する施策)

## 第6章 基本計画の推進と進行管理

### 1 基本計画の推進体制

基本計画の推進は、市民等・団体・市及び協議会が連携、共働して、図1の体制を組み、お互いの活動について情報の共有を図りながら、施策を実施することにより行います。

### 2 役割分担

#### (1) 市民等の役割

市民等は、身近にできる取組を行うとともに、市が行う施策を実施することで迷惑行為防止に協力するものとします。

#### (2) 団体の役割

団体は、各推進地区内での迷惑行為防止推進活動を実施していくとともに、迷惑行為の減少に向け、団体間での連携を深め、活動を推進していくものとします。

#### (3) 協議会の役割

協議会は、次の事項について審議し、意見を述べます。

- 基本計画の策定内容に関する事
- 推進地区等の指定等に関する事
- 迷惑行為の防止の推進に係る施策及びアクションプラン等に関する事

#### (4) 市の役割

##### ①市の推進体制

市の推進体制は図1のとおりとし、施策の実施に当たっては、市民等・団体に対する支援や、情報・サービスの提供を行います。

##### ②主管課(循環型社会推進課)

基本計画を所管する循環型社会推進課を主管課とします。主管課は、基本計画の推進と進行管理を行い、各施策等の進捗状況を取りまとめ、年次報告書を作成します。また、市民等・団体の意見や協議会の審議の結果を受け、施策全体の見直し・改善を行うとともに、必要に応じて基本計画を見直します。

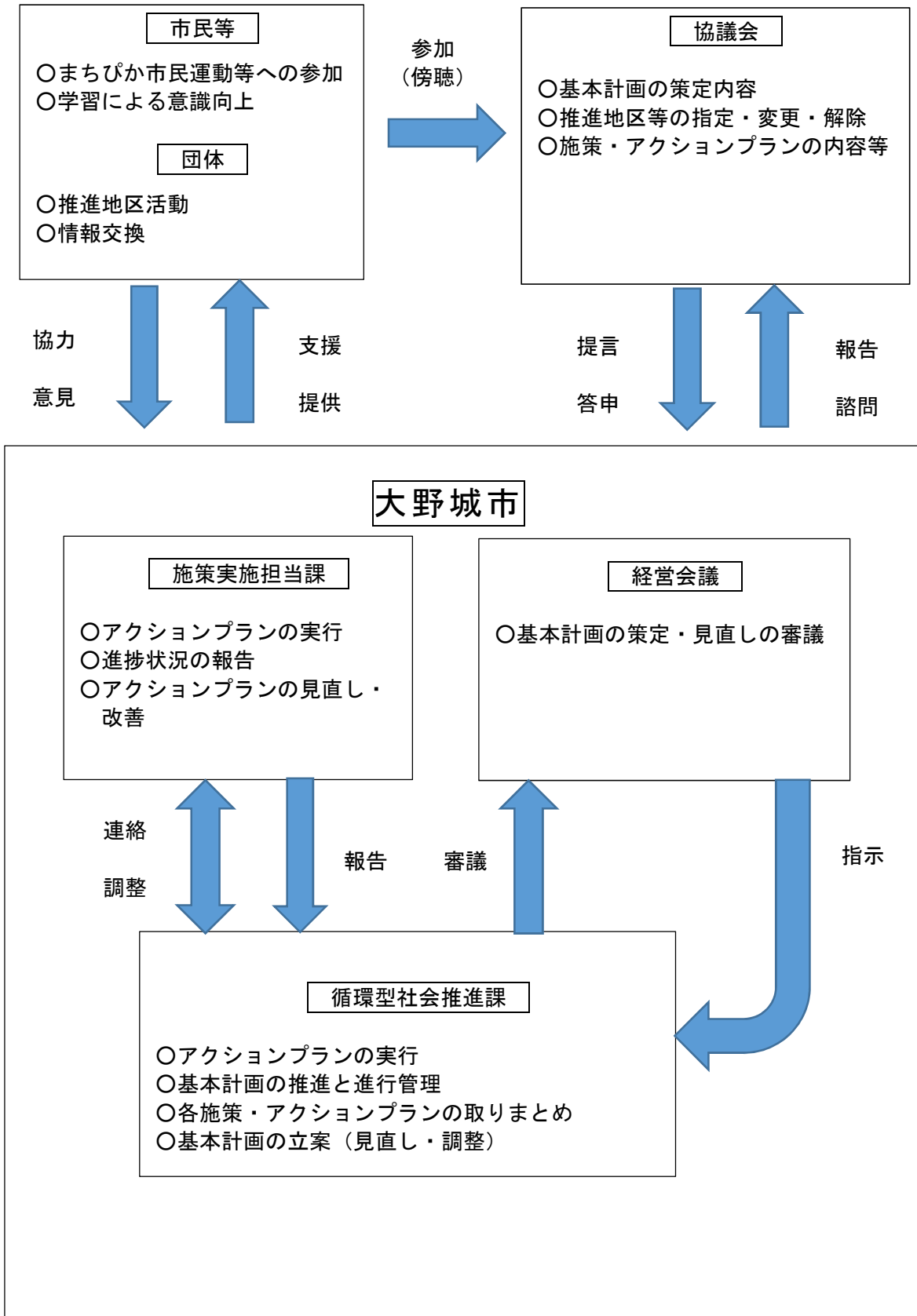
##### ③施策実施担当課

施策実施担当課は、それぞれ担当するアクションプランを実行し、その進捗状況を主管課に報告します。また、市民等・団体の意見や協議会の審議の結果を受け、アクションプランの見直し・改善を行います。

##### ④経営会議

基本計画の策定や見直しに関する審議を行い、主管課へ指示を行います。

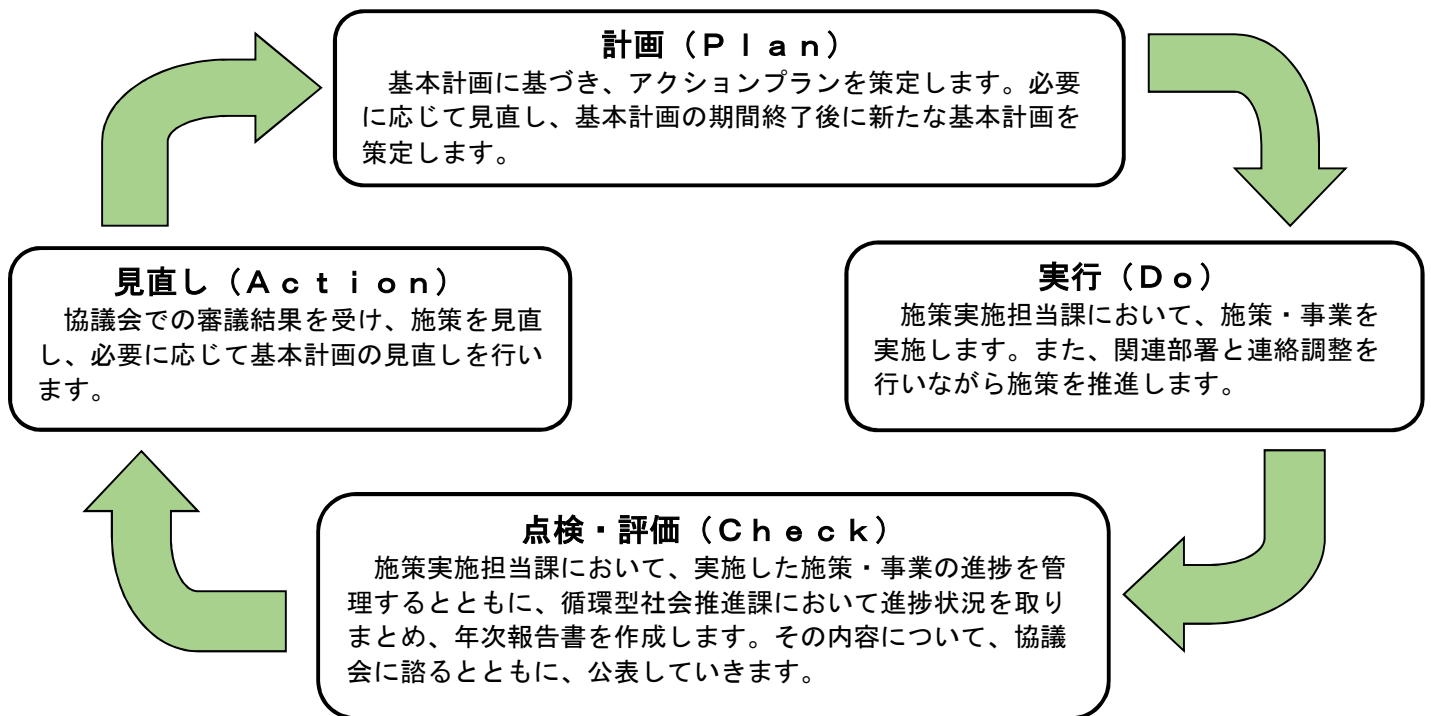
図 1 基本計画の推進体制（イメージ図）



### 3 基本計画の管理

基本計画の総合的な管理のために、図2のようにPDCAサイクルによる継続的な進行管理を行います。これは、計画、実行、点検・評価、見直しを行い、再び計画へ移っていく経営的サイクルです。

図2 PDCAサイクル（イメージ図）



### 4 検証結果の報告・公表

基本計画に基づく取組や実施状況を検証し、年次報告書を作成します。作成に当たっては、協議会に諮り、その結果については、次年度以降の施策に反映します。

作成した年次報告書は、ホームページや市役所の行政資料室等で閲覧できるようにして公表します。

# 資料

## ○大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例

平成24年3月28日条例第9号

### 大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、迷惑行為の防止について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する基本となる事項を定めることにより、迷惑行為の防止のための施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 迷惑行為 別表に掲げる行為をいう。

(基本理念)

第3条 迷惑行為の防止の推進は、迷惑行為が他人に不快感又は嫌悪感を与えるのみならず、他人の身体若しくは財産に危害を及ぼし、又はそのおそれのある行為であり、他人への思いやりを欠く行為であるという基本的認識の下に、市民等一人一人にその自覚を促すことを旨として行われるものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等及び事業者の理解と協力の下に迷惑行為の防止のための施策を推進するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、自ら迷惑行為を行わないようにし、他人が迷惑行為をしているときはこれを注意し、及び迷惑行為の防止の推進のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民等は、市、地域の団体等が実施する迷惑行為の防止の推進に関する施策

に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員が迷惑行為を行わないようその指導及び啓発を行うとともに、迷惑行為の防止の推進のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市、地域の団体等が実施する迷惑行為の防止の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第7条 市長は、迷惑行為の防止のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、迷惑行為の防止の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ大野城市迷惑行為防止推進協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の実施等)

第8条 市長は、基本計画に基づき、迷惑行為の防止のための施策を推進するため、迷惑行為の防止に係る啓発その他の必要な事業を実施しなければならない。

2 市長は、迷惑行為のうち別表に掲げる関係条例のうち大野城市が定めるものの規定に違反するものに対し、当該条例の規定に従い、厳正に対処するものとする。

(迷惑行為防止重点地区)

第9条 市長は、迷惑行為がその周囲の人々に及ぼす影響、地域の特性等を勘案して特に迷惑行為を防止する必要があると認める地区を迷惑行為防止重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ

大野城市迷惑行為防止推進協議会の意見を聴くものとする。

- 3 重点地区の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、重点地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により重点地区の区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(迷惑行為防止巡視員)

第10条 市長は、主として重点地区において、迷惑行為を行い、又は行おうとしている者に対し必要な指導その他の必要な措置を行わせるため、迷惑行為防止巡視員（以下この条において「巡視員」という。）を置くことができる。

- 2 巡視員は、前項に規定する措置のほか、迷惑行為の防止の推進のための啓発その他の迷惑行為の防止の推進に関する事務を行う。
- 3 巡視員は、規則で定める要件を備える者のうちから市長が任命する。
- 4 巡視員は、その事務を行うに当たっては、その身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(迷惑行為防止活動推進地区)

第11条 市長は、地域の住民又は事業者で構成された団体（以下この条及び次条において「地域団体」という。）の申出に基づき、当該地域の区域の全部又は一部を迷惑行為防止活動推進地区（以下「推進地区」という。）に指定することができる。

- 2 推進地区は、地域団体により当該地域内における迷惑行為の防止の推進のための活動が自主的に行われる地区のうち、市長が特にその活動を支援する必要があると認めるものとする。
- 3 推進地区の指定の基準は、規則で定める。
- 4 市長は、第1項の申出があった場合は、前項の基準に適合するかどうかを審査し、適当と認めるときは、当該申出に係る区域の全部又は一部を推進地区として指定するものとする。

5 第9条第2項から第5項までの規定は、推進地区について準用する。

(迷惑行為防止活動推進員)

第12条 市長は、推進地区における迷惑行為の防止の推進のため、当該推進地区の地域団体の推薦に基づき、当該地域団体の構成員(事業者の場合にあっては、その代表者及び従業員)のうちから迷惑行為防止活動推進員(次項において「推進員」という。)を委嘱することができる。

2 推進員は、当該推進地区において迷惑行為を行い、又は行おうとしている者に対する指導、迷惑行為の防止の推進のための啓発その他の活動を行うものとする。

(協議会の設置及び所掌事務)

第13条 市に、大野城市迷惑行為防止推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、意見を述べる。

(1) 基本計画の策定に関すること。

(2) 重点地区及び推進地区の指定、区域の変更及び指定の解除に関すること。

(3) 迷惑行為の防止の推進に係る施策及びその検証方法に関すること。

(組織)

第14条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第15条 委員は、地域団体の代表者、識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会に係る委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(実施状況の検証)

第18条 市長は、基本計画に基づく施策又は措置の実施状況を検証し、その検証の結果を公表するとともに、必要があると認めるときは、当該施策又は措置の改善を図るものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年6月1日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

迷惑行為		主な関係条例等
(1)	たばこの吸殻、ごみ、空き缶等のみだりに捨てる。	大野城市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例（平成5年条例第2号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、福岡県ごみ散乱防止条例（平成5年福岡県条例第8号）
(2)	飼い犬や飼い猫のふんを放置する。	福岡県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和53年福岡県条例第39号）
(3)	自転車運転者が周囲に危険を及ぼすおそれのある運転をする。	道路交通法（昭和35年法律第105号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐

		車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）
(4)	通行の支障となる場所に自転車を駐輪する。	大野城市自転車の放置防止に関する条例（平成6年条例第24号）、道路交通法、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
(5)	塀や公衆トイレの壁等に落書きをする。	大野城市都市公園条例（昭和54年条例第10号）
(6)	ごみの持ち出しについて定められている事項に従わずにこれを排出する。	大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成12年条例第41号）
(7)	あき地に雑草等を繁茂させ、かつ、放置している。	大野城市あき地の環境保全に関する条例（昭和46年条例第21号）
(8)	深夜に大声で騒ぐ。	
(9)	生垣や樹木が道路にはみ出し通行の支障となっているにもかかわらずこれを放置する。	民法（明治29年法律第89号）、道路法（昭和27年法律第180号）
(10)	飼い主のいない動物に無責任に餌を与える。	
(11)	テレビや家具等を不法投棄する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、福岡県ごみ散乱防止条例
(12)	家庭のごみやせん定枝等を屋外で焼却する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(13)	自動車運転者が周囲に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音により周囲の生活環境を害す。	道路交通法

○大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例施行規則

平成24年 5月18日規則第22号

改正

平成27年 3月31日規則第15号

平成30年 1月15日規則第 1号

令和 4年 3月31日規則第15号

大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例（平成24年条例第 9号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(迷惑行為防止重点地区の指定の告示)

第 2 条 条例第 9 条第 3 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 迷惑行為防止重点地区（以下「重点地区」という。）の名称

(2) 重点地区の区域図

(3) 重点地区の指定年月日

(標識及び区域図の設置)

第 3 条 市長は、重点地区を指定したときは、当該重点地区内の公衆の見やすい場所に、重点地区である旨を表示した標識及び当該重点地区の区域図を設置するものとする。

(迷惑行為防止巡視員の要件)

第 4 条 条例第10条第 3 項の規則で定める要件は、警察官の職にあった者その他迷惑行為の防止について適切に対応できる知識及び経験を有すると市長が認める者であることとする。

(迷惑行為防止巡視員証)

第 5 条 条例第10条第 4 項の身分を示す証票は、迷惑行為防止巡視員証（様式第 1号）とする。

(迷惑行為防止活動推進地区の指定等の申出)

第6条 条例第11条第1項の申出は、迷惑行為防止活動推進地区指定申出書（様式第2号）を市長に提出して行わなければならない。

2 推進地区（条例第11条第1項に規定する推進地区をいう。以下同じ。）の指定を受けた地区の地域団体が推進地区の区域の変更又は指定の解除を希望するときは、迷惑行為防止活動推進地区区域変更・指定解除申出書（様式第3号）により市長に申し出なければならない。

（推進地区の指定等の通知）

第7条 市長は、推進地区の指定を行ったときは、迷惑行為防止活動推進地区指定通知書（様式第4号）により、推進地区の区域の変更又は指定の解除を行ったときは、迷惑行為防止活動推進地区区域変更・指定解除通知書（様式第5号）により地域団体へ通知するものとする。

（推進地区の指定基準）

第8条 条例第11条第3項の指定の基準は、次に掲げるもの全てを満たすものとする。

（1） 地域団体が迷惑行為の防止に向けて既に積極的に取り組み、又は取り組もうとしている地区であること。

（2） 前号に規定する取組みが継続的に行われることが見込まれる地区であること。

（推進地区の指定の告示）

第9条 条例第11条第5項において準用する条例第9条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1） 推進地区の名称

（2） 推進地区の区域図

（3） 推進地区の指定年月日

（推進員の推薦等）

第10条 条例第12条第1項に規定する推薦は、迷惑行為防止活動推進員推薦書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出して行わなければならない。

2 条例第12条第1項に規定する委嘱は、暴力団員（暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者には行わないものとする。

3 推進員（条例第12条第1項に規定する推進員をいう。以下同じ。）の任期は、委嘱の日から3年を超えない範囲内で市長が定める期間とし、再任を妨げない。

4 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の期間中においても推進員を解嘱することができる。

（1）推進員としてふさわしくない行為があったとき。

（2）心身の故障のため、推進員の活動（条例第12条第2項に規定する活動をいう。以下同じ。）に堪えないと認めるとき。

（3）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

（4）その他市長が必要と認めるとき。

（迷惑行為防止活動推進員証）

第11条 市長は、推進員の身分を証明するため、迷惑行為防止活動推進員証（様式第7号。以下「推進員証」という。）を推進員に交付する。

2 推進員は、その活動を行うに当たっては、推進員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 推進員は、解嘱されたときは、速やかに推進員証を市長に返納しなければならない。

（支援措置）

第12条 市長は、推進地区の指定を受けた地区の地域団体に対し、別に定めるところにより必要な支援を行うものとする。

（活動報告）

第13条 推進地区の指定を受けた地区の地域団体は、毎年4月末までに迷惑行為防止活動推進地区活動報告書（様式第8号）により、前年度の活動内容を市

長に報告しなければならない。

(協議会の運営等)

第14条 条例第13条に規定する協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 協議会の庶務は、環境経済部循環型社会推進課において行う。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月15日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○迷惑行為防止活動推進地区の支援に関する要領

平成30年 1月13日要領第 1号

迷惑行為防止活動推進地区の支援に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第22号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、推進地区（条例第11条第 1 項に規定する推進地区をいう。以下同じ。）の指定を受けた地区の地域団体（以下「指定地域団体」という。）に行う支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(市の支援)

第 2 条 規則第12条に規定する支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 推進地区を示す表示板の提供
- (2) 啓発用のぼり、ポスター、チラシその他啓発用の物品の提供
- (3) 腕章、帽子等の用品の提供
- (4) 市のホームページ、広報紙等による広報
- (5) 条例第10条に規定する迷惑行為防止巡視員の推進地区への派遣
- (6) その他、市長が必要と認める支援

2 指定地域団体が前項に規定する支援を受けようとするときは、迷惑行為防止活動支援申請書（様式第 1 号）により市長に申し出なければならない。

附 則

この要領は、平成30年 1月13日から施行する。

# 大野城市迷惑行為防止アクションプラン年次報告書（抜粋）

## 1 市民意識の高揚

	具体的施策	活動指標	R				成果指標	R				関係課
			1	2	3	4		1	2	3	4	
(1)	環境保全及び社会的マナーに関する学習を実施する	年間1～3回、1時間の学習を実施する	○	○	○	○	生徒へのアンケートで理解度60%以上	○	○	○	○	教育支援課
(2)	小学校4年生を対象に小学生用ワークブックを配布することにより、本市のゴミの現状やゴミ減量・リサイクルの施策を学習する機会を作る	全小学校4年生に小学校用ワークブックを配布し、活用状況等に関するアンケートを実施する	○	○	○	○	小学生用ワークブックの活用状況等に関するアンケートにおいて、生徒の理解・意識が向上したと回答した学校数7校以上	○	○	○	○	教育支援課 循環型社会推進課
(3)	小学4年生及び中学1年生に対して交通安全教室（自転車安全運転講習）を開催する	全小中学校における交通安全教室の実施（各学年1回）	○	○	○	○	・小学生：筆記テストを実施し、平均点70点以上 ・中学生：アンケートを実施し、理解度70%以上	○	—	○	○	教育支援課 生活安全課
(4)	心の教育フェスティバルを開催し、他人を思いやる心や規範意識の向上を図る	年1回開催	○	—	○	○	全国学力学習状況調査の規範意識についての項目の理解度が60%以上、思いやりの項目が75%以上	○	○	○	○	教育支援課
(5)	迷惑行為についてホームページ及び広報紙に掲載するとともに、大型商業施設、主要駅等で街頭啓発を行い、基本条例の周知徹底を図る	広報に年1回掲載する 街頭啓発を年3回実施する	○	△	○	○	アンケートで迷惑行為についての理解度60%以上	—	—	—	○	全ての該当課
(6)	少年補導員（市少年相談員）に対し、巡回パトロール時において、落書き行為を見かけた場合、落書き行為は犯罪であることを強く認識させるような適切な声掛け（指導手法）を修得できるように研修を行う	少年補導員に対する研修を年1回行う	○	—	—	—	落書き苦情件数を増やさない	○	×	○	○	生活安全課 公園街路課
(7)	隣組長会や小学校等で出前講座を実施し、ゴミの正しい出し方に関する知識の普及とゴミ分別意識の高揚を図る	出前講座「ゴミの現状とリサイクル」を年6回実施	△	△	○	○	ルールが守られず、未収集となったゴミ（袋）の数を減らす	×	△	○	○	循環型社会推進課
(8)	ゴミの正しい分別方法やゴミ出し日時を記載した「ゴミの正しい出し方」を毎年全戸に配布し、転入者へも配布（外国人には外国語版を配布）することで、ゴミ出しルールを広く周知し、ゴミ出しマナーの向上を図る	「ゴミの正しい出し方」を全戸配布、また、公民館やコミュニティセンターに予備を常備する	○	○	○	○	ルールが守られず、未収集となったゴミ（袋）の数を減らす	×	△	○	○	循環型社会推進課
(9)	飼い主のいない動物に無責任に餌を与える行為を減らす	食べ残した餌やふんの後始末をしない等の「無責任な餌やり」をしている人を確認した場合は、餌やりについてのルールやマナーを守るよう指導する	○	○	○	○	苦情の数を前年度より減らす	○	×	△	×	循環型社会推進課
(10)	家庭ゴミやせん定枝等の屋外の焼却を減らす	ホームページ及び広報紙で野外焼却禁止の周知を行い、実際に指導を行う場合も、周囲への迷惑を優先して考えてもらうよう指導する	○	○	○	○	寄せられた苦情に対して適切に対応し、苦情者・原因者の理解を90%以上得る。	○	○	○	×	循環型社会推進課
(11)	実行委員会と御笠川・牛頭川・平野川フェスタを開催し、環境美化意識の向上を図る	チラシを全戸回覧及び全小中学校生徒へ配布し、優良事業所等を3件以上訪問して参加を呼びかける	○	△	○	○	フェスタ参加者に対するアンケートで「よかった」「とてもよかった」が全体の75%以上	○	—	—	○	循環型社会推進課

○：達成しているもの

△：状況が変わらないものまたは指標の見直しが必要なもの

×：基準値よりも悪化しているもの

—：実施しておらず、検証が不可能であったもの

## 2 コミュニティ活動の活発化

具体的施策		活動指標	R1	R2	R3	R4	成果指標	R1	R2	R3	R4	関係課
(1)	小中学校で行う環境美化活動への支援を行う。	環境美化用袋の提供と、子どもたちが拾い集めたごみの収集・処分を行う。	○	○	○	○	実施された美化活動の回数と収集量	○	○	○	○	循環型社会推進課
(2)	大野城市交通安全指導員が、市内主要交差点において、自転車利用者に対する街頭指導を行う	街頭指導を年4回行う	○	○	○	○	自転車に関する交通事故件数対前年比5%減	×	○	×	○	生活安全課
(3)	国・県等の助成制度を活用し、地域防犯ボランティア（団体）による巡回パトロールを継続的に実施する	巡回パトロールを年24回行う（第2・4金曜日）	○	○	○	○	犯罪件数対前年比5%減	×	○	○	×	生活安全課
(4)	地域ボランティア活動について、ホームページ及び広報紙で紹介するとともに、功労のあった団体、個人に対しては、表彰基準に達し次第、迅速に推薦を行う	年1回広報紙に掲載するとともに、表彰を行うことで地域ボランティア活動の拡大を図る	○	○	○	○	—	—	—	—	—	全ての該当課
(5)	ボランティアによる環境美化活動を実施する市民や事業所、団体に対して、「まちびか市民運動」としてのグッズを提供し活動支援を行う	まちびか市民運動のPRを2回行う	○	○	○	○	年間登録者100人以上	○	○	○	○	循環型社会推進課

○：達成しているもの

△：状況が変わらないものまたは指標の見直しが必要なもの

×：基準値よりも悪化しているもの

—：実施しておらず、検証が不可能であったもの

### 3 迷惑行為防止の仕組みづくり

具体的施策		活動指標	R1	R2	R3	R4	成果指標	R1	R2	R3	R4	関係課
(1)	犬のふん放置防止策として一部の地区で実施している「イエローカード作戦」を他の地区でも実施してもらい、ふんの放置を減らす	犬のふん放置看板交付枚数が多い地区に案内を行う	○	○	○	○	実施中の区に対するアンケートによりふん放置件数が前年より減ったという回答を得る	○	○	○	○	循環型社会推進課
(2)	不法投棄・散乱ごみ監視のため、市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションをパトロールし、不法投棄・散乱ごみを発見した場合は、区及びマンション等の管理会社に連絡し、ごみ出しルールの徹底を指導する	平日に1日1回不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションのパトロールを実施、及び不法投棄多発地区を月2回巡回する	○	○	○	○	不法投棄通報件数を前年度より減らす	○	○	△	○	循環型社会推進課
(3)	広報、ホームページで自転車駐輪マナーについて啓発を行い、路上放置自転車を発見した場合は、警告シールを貼り、一定期間を経過しても放置されている自転車は撤去する	広報に年1回以上掲載し、警告シール貼付から7日以上放置されている自転車をすべて撤去する	○	○	○	○	撤去自転車の数を前年度より減らす	○	○	○	×	建設管理課
(4)	生垣や樹木が道路にはみ出して通行の支障とならないように、適切に管理してもらうよう取り組む	巡回パトロールや通報により判明した樹木等のはみ出し箇所の所有者、管理者へ早急に剪定してもらうよう依頼する	○	○	○	○	樹木等のはみ出しの苦情件数を前年度より減らす。	×	○	○	○	建設管理課
(5)	あき地を定期的にパトロールし、雑草が繁茂していることを発見した場合は、適切に管理してもらうよう取り組む	あき地について年2回パトロールを実施し、適切に管理されていない所有者、管理者に対し通知を行う	○	○	○	△	近隣住民等の苦情に基づいて指導を行ったものうち、所有者が対応を行うなどして処理が完了した件数の割合が7割以上	○	○	○	○	生活安全課

○：達成しているもの                      △：状況が変わらないものまたは指標の見直しが必要なもの  
 ×：基準値よりも悪化しているもの    —：実施しておらず、検証が不可能であったもの

#### 4 迷惑行為防止の環境整備

具体的施策		活動指標	R1	R2	R3	R4	成果指標	R1	R2	R3	R4	関係課
(1)	犬のふんの放置で迷惑している市民にフン放置禁止看板の無料配布を行う	フン放置禁止看板を希望者に配布する	○	○	○	○	苦情の数を前年度より減らす	○	×	○	×	循環型社会推進課
(2)	市内の自転車等置場内とその周辺の整理、管理を行い、市営自転車等置場の適切な運営を行う	市内の自転車等置場内の整理を行う。また、主要駅周辺の6箇所において、平日朝の通勤時間帯の2～3時間、利用者に対し案内及び指導を行う	○	○	○	○	駐輪場に関する苦情を増やさない	○	○	○	×	建設管理課
(3)	家庭用電化製品等の不法投棄が多い所に「不法投棄禁止看板」を設置する	不法投棄多発地域を月2回巡回し、不法投棄禁止看板を速やかに設置する	○	○	○	○	不法投棄発生件数を前年度より減らす	×	○	×	×	建設管理課 公園街路課 循環型社会推進課
(4)	西鉄連続立体交差事業の高架下や周辺の土地利用計画が具体化した時点で、自転車の放置禁止区域の範囲を決定して指定を行う	高架下、周辺土地利用計画の進捗状況を把握し、計画が具体化した時点で速やかに放置禁止区域の指定を行う	—	—	—	—	現時点でなし	—	—	—	—	建設管理課

○：達成しているもの                      △：状況が変わらないものまたは指標の見直しが必要なもの  
 ×：基準値よりも悪化しているもの    —：実施しておらず、検証が不可能であったもの



大野城市迷惑行為防止基本計画（第3次計画）  
令和6年3月  
福岡県大野城市  
環境経済部 循環型社会推進課